

## 消費者契約法の見直しに関する御意見募集について

### 1. 趣旨・背景

消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）は、取消しの対象となる消費者契約の範囲を拡大するとともに、無効とする消費者契約の条項の類型を追加する等の措置を講ずるため、平成 28 年に改正されました（消費者契約法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 61 号））。

この改正の際の附帯決議において引き続き検討を行うこととされた論点等については、内閣府消費者委員会に設置された消費者契約法専門調査会において平成 28 年 9 月から審議がなされ、平成 29 年 8 月に消費者委員会から消費者契約法の規律の在り方についての答申が公表されました。答申に添付された「消費者契約法専門調査会報告書」（以下「報告書」といいます。）では、「措置すべき内容を含むとされた論点については、消費者と事業者の双方から幅広く意見を聞く機会を設ける」ことが求められております。

これを踏まえ、次の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、制度設計の参考とさせていただきます。

### 2. 意見募集対象

報告書における消費者契約法の改正に関する規定案（別紙参照）

### 3. 意見募集期間

平成 29 年 8 月 21 日（月）から平成 29 年 9 月 15 日（金）まで（必着）

### 4. 意見記載方法

御意見は、次に掲げる事項を記載した上で御提出ください。

#### （1）御意見の【対象】

上記の意見募集対象である「報告書における消費者契約法の改正に関する規定案」のうち、御提出いただく御意見の対象となる箇所を明記してください。

<記載例>

- ・「1. 第 3 条第 1 項関係（1）」に対する意見
- ・「3.（2）」に対する意見
- ・「4.」全体にわたる意見
- ・「その他」

(2) 御意見の【内容】及び【理由】

御意見の内容と理由については、記載場所を分けるなどして、御意見の部分と理由の部分がそれぞれはつきりと分かるように記載してください。

※1 複数の箇所について御意見を提出される場合には、対象となる箇所に応じて記載場所を分けていただくなど、各御意見の【対象】・【内容】・【理由】がそれぞれはつきりと分かるように記載してください。また、意見用紙を御利用の際は、用紙1枚につき1つの意見を記載し、複数の箇所について御意見を提出される際は、複数枚の用紙を使用してください。

※2 制度全体について御意見を御提出いただく場合等、御意見の【対象】となる箇所を特定するのが難しい場合は、「その他」と記載してください。

5. 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により御提出ください。なお、電話やFAXでの提出には対応できませんので、あらかじめ御了承願います。

(1) インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTLIST&Mode=0>

(2) 電子メール

[i.keiyakuhou@caa.go.jp](mailto:i.keiyakuhou@caa.go.jp)

(3) 郵送

※1 可能な限り（1）又は（2）の方法で御提出願います。

※2 インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）を御利用の場合には、同フォーム所定の必要事項を御入力ください。

※3 電子メール又は郵送を御利用の場合には、以下の事項を御記入ください。

【1】タイトル（「消費者契約法の見直しに関する意見」と御記入ください。）

【2】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【3】職業（法人その他の団体にあつては業種）

【4】住所

【5】電話番号

【6】メールアドレス

【7】御意見（600字を超える場合、要旨を添付してください。）

\* 是非意見用紙を御利用ください。

※4 郵送を御利用の場合には、封筒表面に「消費者契約法の見直しに関する意見」と朱書きして、以下の宛先へ提出してください。

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁消費者制度課 消費者契約法 意見募集担当宛て

## 6. 注意事項

- ・御提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、あらかじめ御了承願います。
- ・御提出いただいた御意見・情報は、氏名・住所・電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があること、また、その内容に応じ、消費者庁内の関係部署や関係府省庁と共有する可能性があることを、あらかじめ御了承願います。

## 7. その他

- ・内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会における議論の状況については、以下のURLでご覧になれます（平成28年改正後の審議は、第25回以降です。）。  
<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/other/meeting5/>

### 【本件問合せ先】

消費者庁消費者制度課 原口、片野坂  
TEL : 03-3507- 8800 (内線 2186、2129)